

釧路市地域公共交通計画 釧路市地域公共交通利便増進実施計画の 見直しについて

目 次

1. 本協議会・専門部会について	p2
2. 検討体制	p3
3. 地域公共交通計画・地域公共交通利便増進 実施計画とは	p4
4. 両計画の位置付け	p5
5. 見直しの考え方	p6
6. 今後継続的に検討を進める事業	p7
7. バス路線網再編に向けた方向性	p8
8. 釧路市の公共交通を取り巻く状況	p9
9. 策定スケジュール	p15

1. 本協議会・専門部会について

●協議会の所掌事務

協議会設置規約

(目的)

第1条 釧路市地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に関し必要な協議を行い、釧路市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するため設置する。

(所管事務)

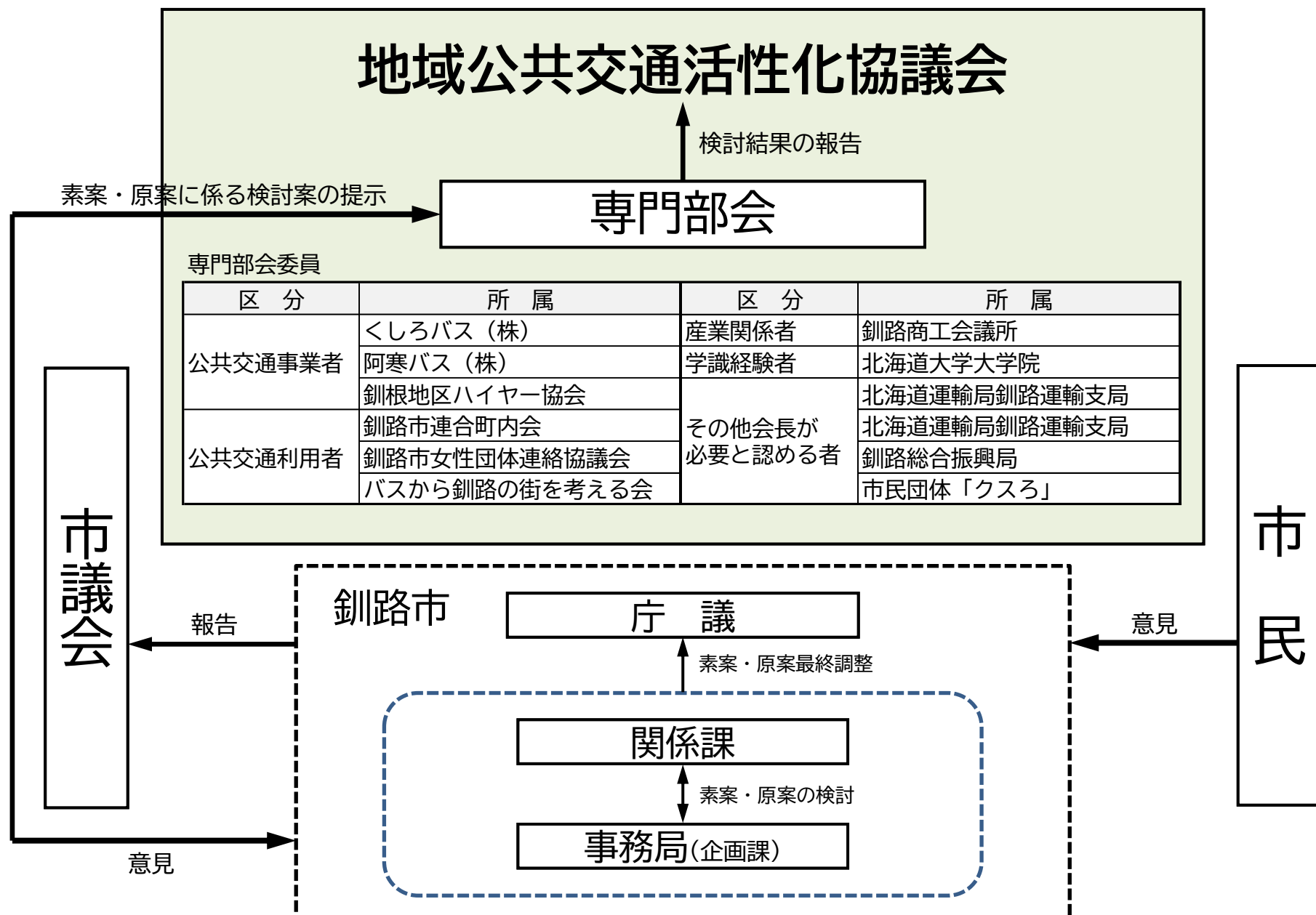
第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること
- (2) 計画の策定及び変更の協議に関すること
- (3) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (5) そのほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(専門部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2. 検討体制



3. 地域公共交通計画・地域公共交通利便増進実施計画とは

地域公共交通計画とは

- 地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画
- 地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催し、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねて策定

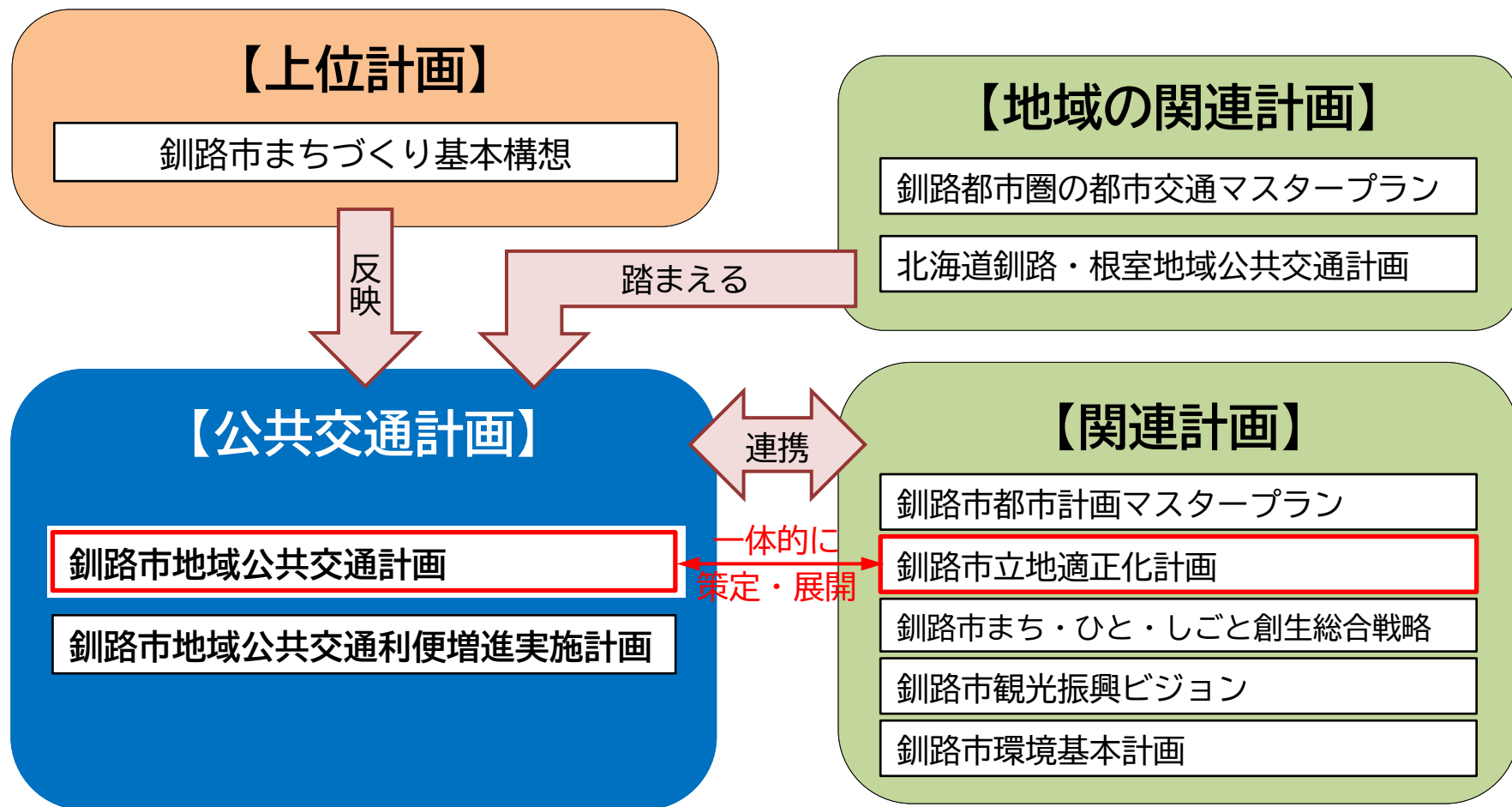
地域公共交通利便増進実施計画とは

- 利便増進実施計画は、持続可能で利便性の高い地域旅客運送サービスを確保するために、地域公共交通計画で定めた利便増進事業の概要について、具体的な取組を定める計画
- 利便増進事業は、路線の再編のほか、運賃やダイヤなど利用者が利便性を実感できるサービスの改善を包括的に推進するための仕組み

※ 釧路市地域公共交通計画・釧路市地域公共交通利便増進実施計画について、以降のページでは「両計画」とします。

4. 両計画の位置付け

- 両計画は、釧路市まちづくり基本構想の公共交通に関する個別計画として、本市の関連計画、本市を含む地域の関連計画等と整合を図り策定する
- 地域公共交通計画が示す公共交通軸とそれを支える拠点整備の取組との結びつきが重要であるため、立地適正化計画と一体的に策定する



5. 見直しの考え方

	釧路市公共交通計画	釧路市地域公共交通 利便増進実施計画
期間(現行)	平成29年度～令和8年度	令和元年度～令和8年度
期間(次期)	<u>令和9年度～令和13年度(5年間)</u>	
対象区域	釧路市全域	
構成(現行)	第1章 はじめに 第2章 上位・関連計画に示された まちづくりの方向性 第3章 公共交通を取巻く現状と課題 第4章 計画の基本方針及び目標 第5章 計画に位置付ける取組及び 事業主体 第6章 計画の進行管理	1. 策定の目的 2. 基本的な考え方 3. 事業を実施する区域 4. 事業の内容 5. 事業の実施予定期間 6. 必要な資金の額・調達の方法 7. 事業の効果 8. 市が実施する支援の内容 9. 今後継続的に検討を進める事業 10. 都市機能の増進に必要な立地の 適正化に関する施策
見直しの ポイント	➤ <u>令和7年度調査結果を踏まえた内容</u> を検討 ➤ 現計画における <u>施策の継続・廃止、新規事業を検討</u> ➤ 現計画における <u>ゾーンバス化の考え方を継承</u> ※ ゾーンバス化：都心部は路線を集約し(幹線バス)、郊外部の路線(支線バス)と乗換 拠点で接続するメリハリのある路線網へ再編すること	

詳細は
次頁参照

6. 今後継続的に検討を進める事業（現行計画より）

1. バス路線網再編に向けた方向性

P 3

「幹線系路線と乗換拠点の再編基本パターン」

- ✓ 乗換拠点間『昭和～市立病院』及び、立地適正化計画の進捗に応じて『昭和～桜ヶ岡』を連絡する新規の幹線系2路線の新設を目指す
- ✓ 支線系路線は乗換拠点までの運行とすることで、現況に比べ路線延長が短縮

「乗換拠点候補地の選定」

- 立地適正化計画の拠点
都心部（広域中核拠点）、広域拠点（地域交流拠点）、地区拠点（生活拠点）
- 利用ニーズが高く高規格な運行により需要の掘り起こしが期待できる既存の都市拠点
買い物及び通院目的において市民ニーズが高い場所、在来バス路線の利用が多い施設周辺
- 乗換機能に必要な機能と施設が確保できる場所

幹線系路線と乗換拠点の再編基本パターン（立地適正化計画を踏まえた最終目標）



計画条件の変更（乗換拠点）

- ・ 市立病院建替えの延期（令和8年度までの着工予定）
- ・ 鳥取大通の進捗状況（令和2年度～）

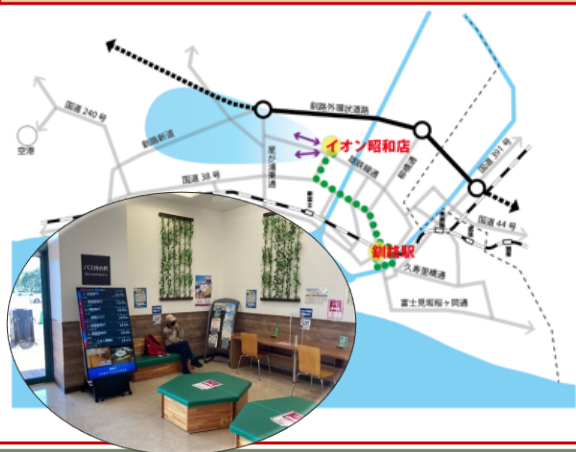
実施方針

できるところから順次運行を実施し、その結果を踏まえ、バス路線網再編計画を段階的に実施

7. バス路線網再編に向けた方向性（現行計画より）

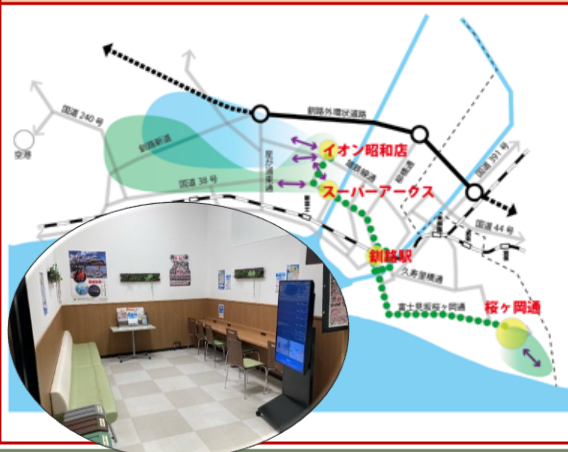
STEP1

乗換拠点：イオン昭和店
幹線系路線：在来の路線バスを活用



STEP2

乗換拠点：STEP1に加えスーパー
アークス、桜ヶ岡通・益浦周辺
幹線系路線：在来の路線バスを活用



STEP3

乗換拠点：STEP2に加え市立病院
幹線系路線：新規路線を導入



再編実施計画はSTEP2までの運行計画を作成

計画条件が見通せるR2までの運行計画（STEP2まで）を作成

計画条件の変化が想定される市立病院での乗り換え（STEP3）は計画がある程度確定した段階で作成（運行計画の変更）

STEP1

イオン昭和店
＜西部＞

STEP2

スーパー
アークス
釧路店(建替)
＜西部＞

STEP3

市立病院
(建替)
＜東部＞

再編
実施計画
【大臣認定】

再編
実施計画
【変更】
(運輸局)

H29

H30

R1

R2以降順次

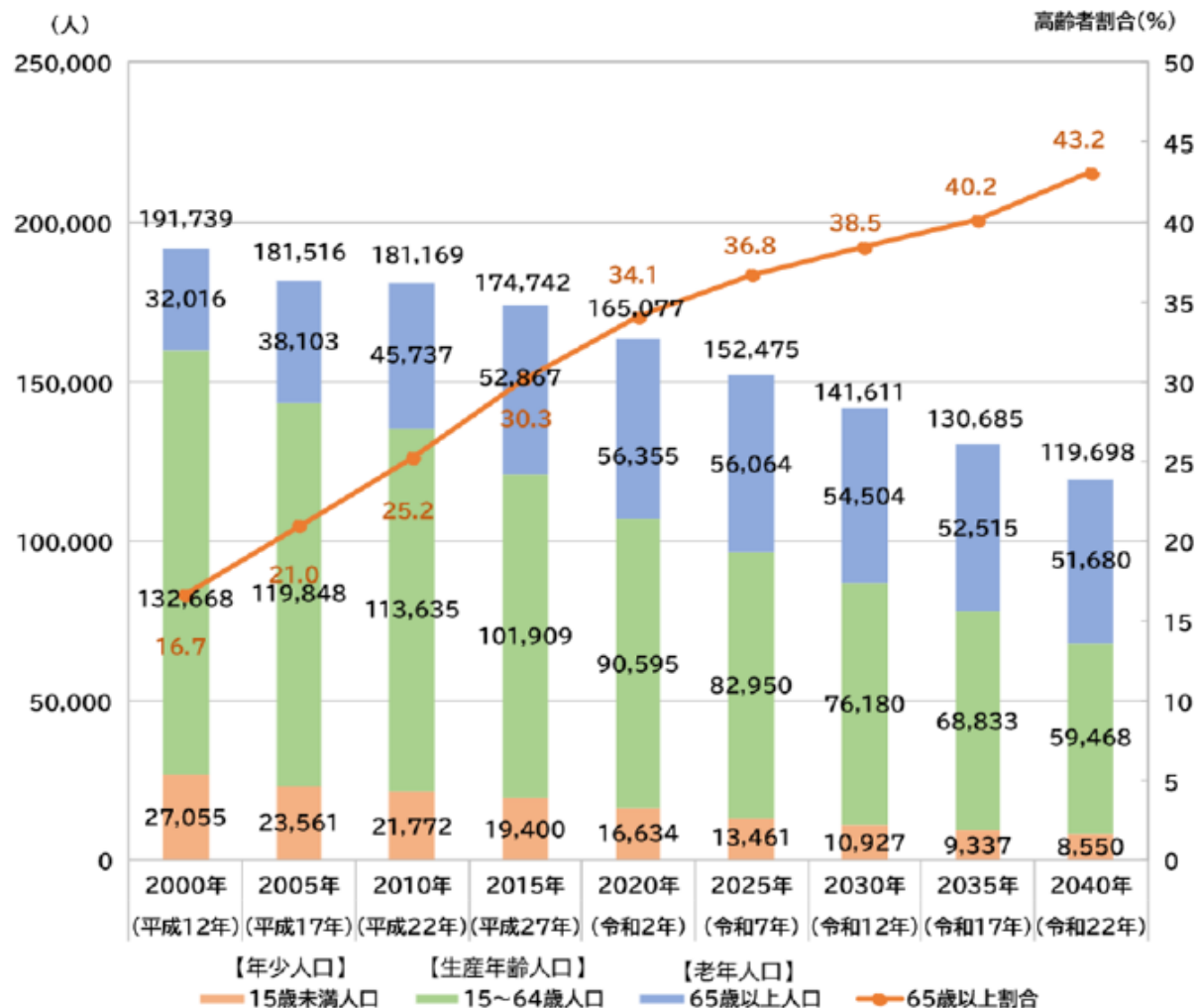
R8

釧路市地域公共交通網形成計画・再編実施計画期間

8. 釧路市の公共交通を取り巻く状況

①人口の推移

- 年少人口及び生産年齢人口が減少し、高齢者の割合が高まっている
- 将来にわたって同様の傾向が続くと推計されている

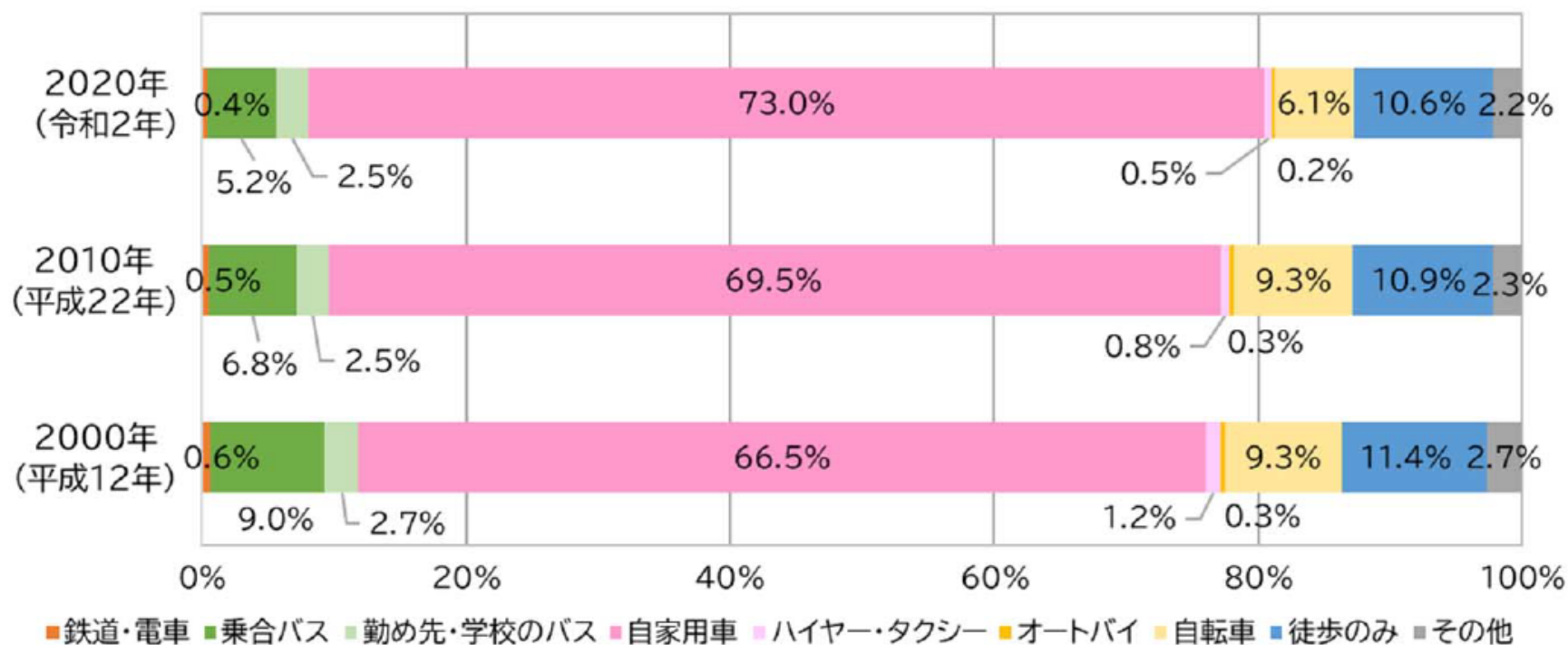


出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

8. 釧路市の公共交通を取り巻く状況

②交通機関分担率(通勤・通学)

- 通勤・通学時の公共交通(鉄道・電車、乗合バス)の分担率は低下基調である

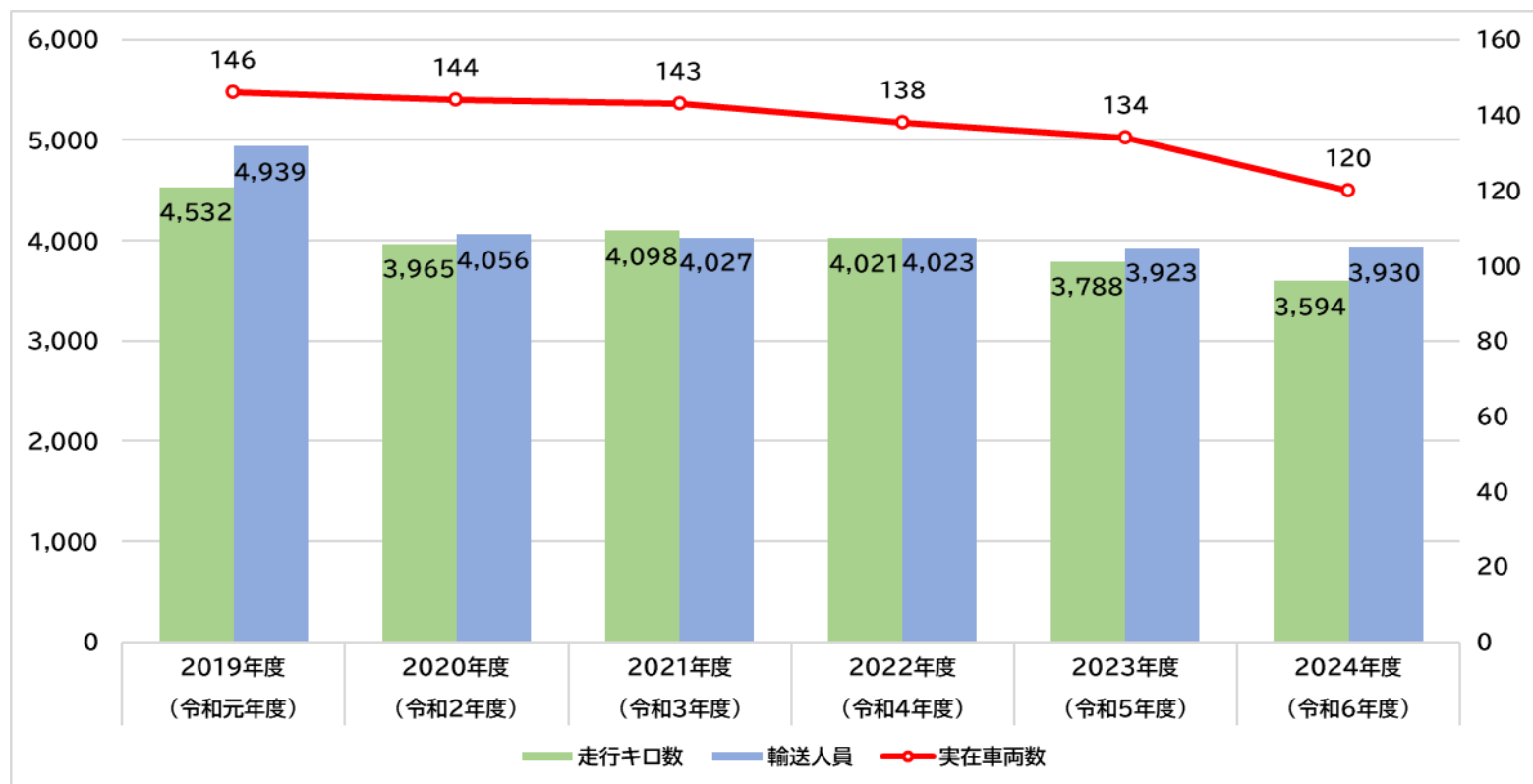


出典:国勢調査

8. 釧路市の公共交通を取り巻く状況

③路線バスの輸送実績

- ・ 走行キロ数、輸送人員、実在車両数ともに減少傾向にある
- ・ 輸送人員を走行キロ数で割って算出されるキロあたり輸送人数について、令和元年度と令和6年度を比較すると、ともに1.09人となっている



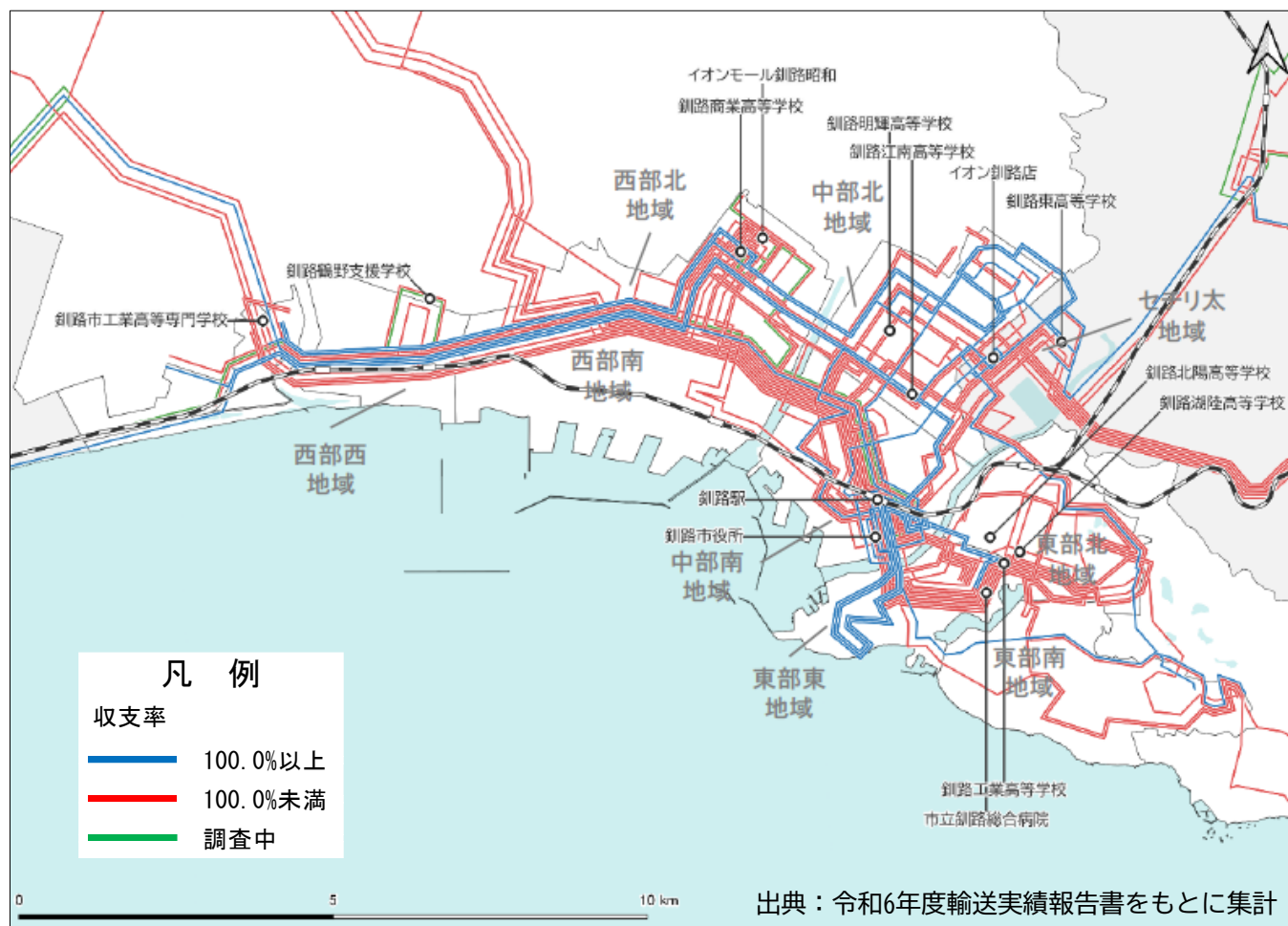
※実在車両数には貸切バスを含まない

出典：釧路市統計書

8. 釧路市の公共交通を取り巻く状況

④路線バスの収支率

- 中部南地域～東部東地域間、中部北地域を運行する路線や国道38号を移動する東西方向路線の一部等が黒字路線であるが、そのほかは赤字路線となっている

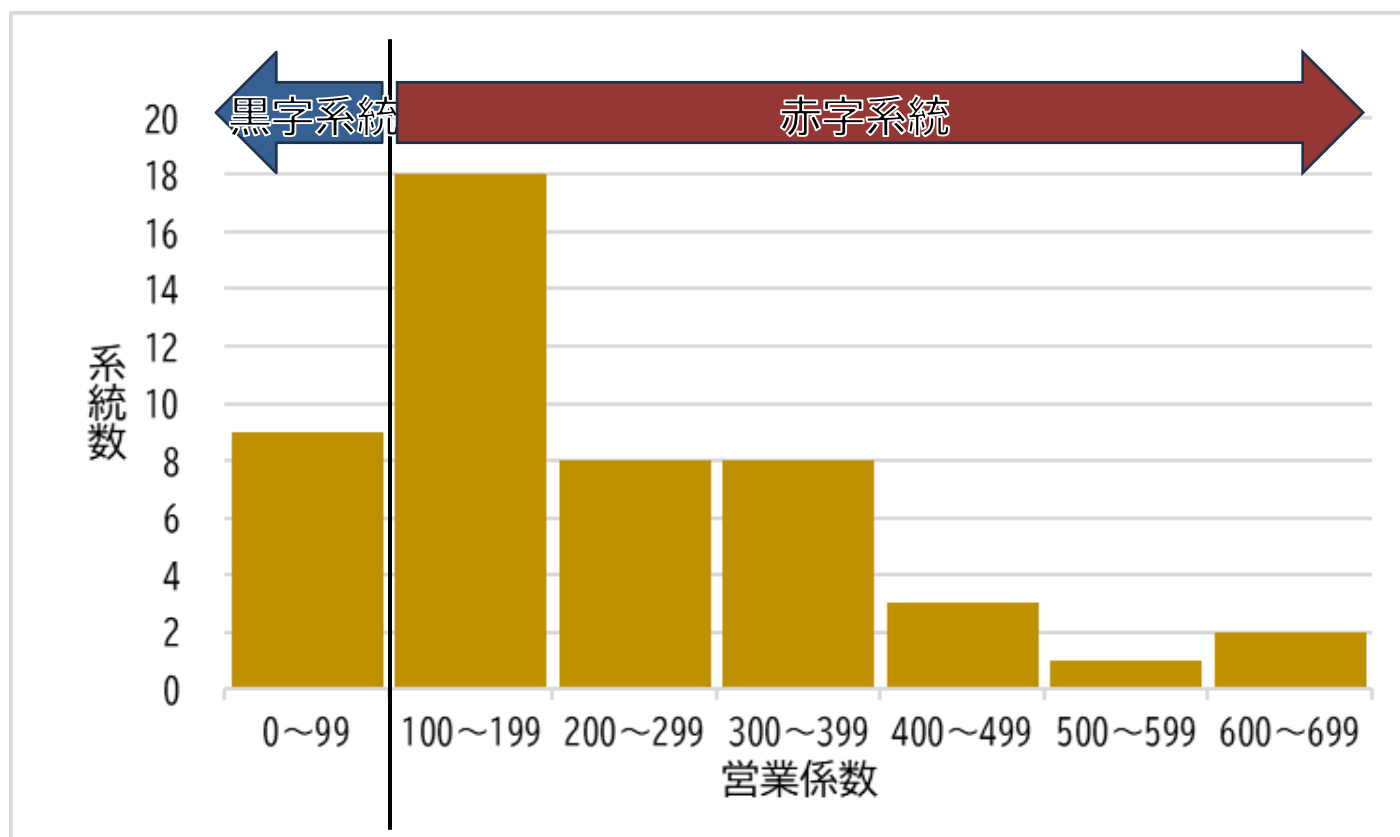


8. 釧路市の公共交通を取り巻く状況

⑤ 路線バスの営業係数の分布

- 営業係数が100未満の黒字系統は9系統、残りは営業係数が100を超える赤字系統となっている

※ 営業係数とは、100円の収入を得るために必要な費用を示す指標であり、当指標が100未満の系統なら黒字系統、100を超えれば赤字系統であることを示す

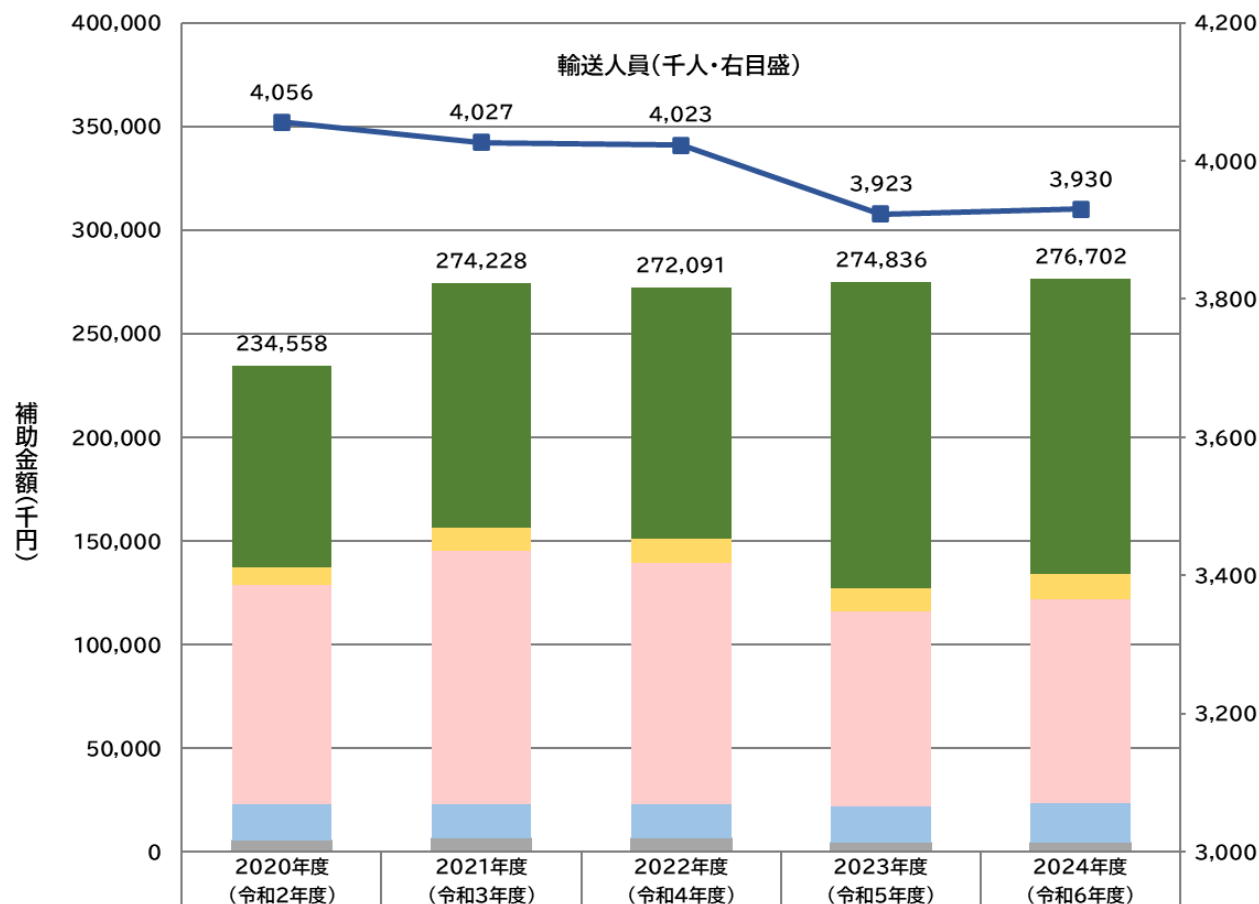


出典：令和7年度実績をもとに集計

8. 釧路市の公共交通を取り巻く状況

⑥路線バスへの補助

- 令和6年度の路線バスの運行のための補助金は約2億8千万円
- 令和2年度と令和6年度を比較すると、補助金全体の増加率(1.18倍)に比べ、国・道補助対象外分の補填の増加率(1.47倍)の方が大きい



項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
合計	234,558	274,228	272,091	274,836	276,702
国・道補助対象外分の補填	97,453	118,004	121,127	147,610	142,842
フィーダー系統路線	8,498	10,987	11,480	11,188	11,906
市単独補助路線	105,795	122,540	116,332	94,181	98,764
市町村生活バス路線	17,284	16,382	16,944	17,415	18,842
広域生活交通路線	5,528	6,315	6,208	4,442	4,348
輸送人員	4,056	4,027	4,023	3,923	3,930

9. 策定スケジュール

